

岡山市鳥獣被害対策関係事業補助金等交付要綱に係る捕獲確認マニュアル

施行 平成 30 年 4 月 1 日 岡農水第 120 号
改定 平成 31 年 4 月 1 日 岡農水第 52 号
改定 令和 元年 7 月 1 日 岡農水第 394 号
改定 令和 2 年 3 月 5 日 岡農水第 1391 号

1 捕獲確認等の見直し経緯

他県において、捕獲個体の確認で、1頭の捕獲個体に対し角度を変えて証拠写真を複数枚撮影し、複数の個体を捕獲したものとして偽造するなどの不適切と認められる事案が発生したようです。

農林水産省は、このような事案の発生を受け、虚偽申請等の未然防止の強化を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領を改正し、全国統一マニュアルとして「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認マニュアル」を作成し、平成29年10月1日から運用を開始しました。なお、平成30年4月1日以降の確認方法は、改正した実施要領の確認方法となるよう、周知徹底を図られたところです。

以上のことから、本市においても捕獲確認マニュアルを制定し、捕獲確認を行っているところですが、今般、国から新たな不正事案が発覚した旨の通知があり、農林水産省では、虚偽申請等の未然防止の一層の強化を図ることを目的に、実効性を高める対策例を全国統一マニュアルに追記されました。

ついては、国マニュアルの改定を踏まえ、また、令和元年7月1日から開始した搬入確認（食肉利用）の見直しも行うなど適正的確な内容とするため、本マニュアルを次のとおり改定します。

2 捕獲確認について

(1) 捕獲確認方法

本マニュアルによる捕獲確認は、鳥獣捕獲許可に基づき捕獲した個体に対して、次の方法で行うものとする。

- ① 現地確認→現状を踏まえ、岡山市では行わないものとする。
- ② 搬入確認→岡山市鳥獣被害防止計画の構成機関が運営する施設（以下「指定の食肉処理加工施設」という。）で搬入確認する。
- ③ 書類確認→従前どおり書類確認を行う。

(2) 書類確認について

① 証拠写真の撮り方

- 捕獲従事者は、捕獲個体にスプレー等（原則として油性）で、捕獲日や捕獲番号等をマーキングする。ただし、イノシシ・ニホンジカの幼獣やその他獣類（ヌートリア・ハクビシン・アライグマ・アナグマ）及び鳥類は、スプレー等で胴体全体に線でマーキングする。
- 捕獲個体の向きは、撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側（右横腹が写るように）にくる状態にする。幼獣やその他獣類、鳥類は、複数個体も可とする。
- 証拠写真は、原則、捕獲現場で撮影すること。ただし、捕獲従事者の安全確保又は当日の天候、地形条件等により捕獲現場での撮影が困難な場合は、捕獲現場以外でも撮影を可とする。
- 証拠写真は、捕獲個体にスケール等を当て（様式1の掲示板へ●●●cmと記載）、

捕獲従事者と岡山市捕獲確認掲示板（様式1）が確認できるように撮影すること。できたら、日付入りで撮影すること。また、GPS機能付きカメラが望ましい。捕獲確認掲示板の記載内容が確認できない場合は、捕獲個体の上に捕獲確認掲示板を置き、拡大写真を追加で撮影するなど、確認できる証拠写真を提出すること。

- 捕獲従事者だけのとき、写真撮影で許可証や捕獲確認掲示板の記載事項が確認できない場合も、前項同様に、許可証と捕獲確認掲示板の拡大写真を提出すること。
- 写真撮影については上記によるほか、次に示す手法を取り入れるなど、虚偽申請の更なる未然防止を図ること。
 - ア) マーキングに際し、成獣であって記載スペースがある場合には、捕獲日や捕獲番号等のほか、捕獲従事者の識別番号等を追記する。
 - イ) 証拠写真として、上記で撮影した写真に加え、マーキングしたところを横線等で消した写真を提出する。
- 証拠写真は、次のイメージを参考に撮影すること。

【写真イメージ①】

複数名で捕獲した場合



1名で捕獲した場合



虚偽申請の更なる
未然防止対策例



ホワイトボード・黒板・紙等を省略できる場合

(採用していません)



(中型獣類、幼獣、鳥類の場合)



幼獣、小型獣、鳥類については、斜線又は数字のみで構いません。
(虚偽申請防止のためのマーキングで消した状態の写真は撮影してください。)

② 証拠物

- 獣類にあつては、「尾」を提出すること。ただし、捕獲時に「尾」が欠落している場合は、欠落していることが証明できる写真を撮影の上、「両耳」を証拠物として提出すること。
- 鳥類にあつては、「両脚」を提出すること。
- 証拠物を切るタイミングについては、証拠写真の撮影の後とする。

③ 書類確認

- 捕獲従事者は、捕獲状況報告書（様式2）と証拠物及び証拠写真、捕獲確認掲示板を区役所等へ提出し、区役所等はこれを受付し確認する。
- 書類確認にあたっては、区役所等は複数名の確認者で行う。やむを得ず1名での確認となった場合は、決裁により複数名で確認を行う。
- 区役所等は、提出された書類等により、有害捕獲確認書（様式3）を作成する。
- 区役所等へ提出された証拠物は、区役所等が回収し確実に処分する。
- 区役所等は、少なくとも1か月に1回程度の捕獲確認と、3か月に1回程度の捕獲数集計に努めるものとする。

④ 捕獲奨励金の交付等

- 捕獲奨励金は、岡山市鳥獣被害対策関係事業補助金等交付要綱に基づき、交付するものとする。その他、補足事項については、「4 捕獲奨励金について」を参考にすること。

(3) 搬入確認について

① 証拠写真の撮り方

捕獲従事者等が捕獲個体を指定の食肉処理加工施設へ搬入するので、施設の確認者はその場でその捕獲個体を写真撮影し確認すること。証拠写真の撮り方は、書類確認の【写真イメージ①】を参考にすること。なお、捕獲個体へのマーキングは、書類確認との虚偽申請の未然防止のため、マーキングはしないものとする。

② 証拠物

捕獲従事者等が捕獲個体の尾を切断しないで搬入するので、尾の提出は必要としないが、施設の確認者は証拠写真を提出すること。なお、尾は確実に廃棄処分すること。

③ 搬入確認

- 捕獲従事者等が指定の食肉処理加工施設へ搬入した捕獲個体を、施設の確認者がその場で実際に確認する。施設の確認者は、搬入確認のとき、個体受入記録票の例【別紙1】を作成する。なお、捕獲確認システム等を活用されている場合は、システム入力し同様の記録票を作成すること。
- 施設の確認者は、許可証又は従事者証により有害捕獲であることの確認を行うとともに、捕獲個体にマーキングがないこと、尾が切断されていないことにより、流用されていないことを確認し、写真撮影する。
- 施設の確認者は、個体受入記録票により、1か月毎に食肉用の有害捕獲確認書（様式4）を作成し、岡山市に報告すること。また、岡山市内の岡山地区猟友会各分会は、1か月毎に搬入確認（食用）報告書（様式5）を作成し、岡山市に報告すること。
- 指定の食肉処理加工施設は、岡山市地域鳥獣被害防止対策協議会の構成機関が運営していること。なお、この施設と連携している1次処理施設も可とするが、確認者の指定については、岡山市担当課と協議すること。

④ 捕獲奨励金の交付等

書類確認と同様とする。

⑤ 特記事項

上記以外の方法で「搬入確認」するときは、【別紙２】を参考に確認すること。

3 留意事項

(1) 成獣と幼獣の区別

成獣と幼獣の区分は、基本的に確認者の目視により行うこととし、目視での区分が困難な場合は、次の基準を参考に区分すること。

【別紙３】「幼獣・成獣の区分について」

- ① イノシシ：体に白い縞模様がある個体
- ② ニホンジカ：頭胴長１００cm未満の個体、又は身体長が７０cm未満の個体
- ③ ニホンザル：頭胴長５０cm未満の個体

(2) 他事業との区別

他事業（国交付金を活用しない場合等）における捕獲確認方法は、従前のおりとなりますが、提出書類や証拠物等、十分気をつけてください。

(3) その他

本文中の「捕獲従事者等」は、岡山市内の岡山地区猟友会各分会の者とする。また、「区役所等」は、次のとおりとする。

- ① 北区役所：農林水産振興課、御津支所産業建設課、建部支所産業建設課
- ② 中区役所：農林水産振興課
- ③ 東区役所：農林水産振興課、瀬戸支所産業建設課
- ④ 南区役所：農林水産振興課、灘崎支所産業建設課

4 捕獲奨励金について

捕獲奨励金の上限単価は、岡山市鳥獣被害対策関係事業補助金等交付要綱第７条の規定により、次のとおりとする。

鳥獣名	有害鳥獣捕獲奨励金		捕獲促進奨励金
	捕獲個体の処理	上限単価 (円／頭・羽)	上限単価 (円／頭・羽)
イノシシ、ニホンジカ（成獣）	食肉処理等のための施設において搬入確認した場合	２１，０００	６，０００
	埋設・焼却処分を行い書類確認した場合	１９，０００	
イノシシ、ニホンジカ（幼獣）		１１，０００	６，０００
ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アナグマ		２，０００	１，０００
カワウ、カラス、カモ		１，０００	８００

5 その他について

この捕獲確認マニュアルは、令和元年１０月１日から適用する。ただし、書類確認の証拠写真の撮り方の中で、次の項目に限り、令和２年４月１日から適用するものとする。

- ア) マーキングに際し、成獣であって記載スペースがある場合には、捕獲日や捕獲番号等のほか、捕獲従事者の識別番号等を追記する。
- イ) 証拠写真として、上記で撮影した写真に加え、マーキングしたところを横線等で消し

た写真を提出する。

【別紙 2】

I. 捕獲した現地で確認者が確認する場合

- 1) 指定の食肉処理加工施設の確認者が捕獲現場等に直接赴き、捕獲個体を実際に確認し、持ち帰るものとする。
- 2) 確認者は、捕獲個体を確認するとき、個体受入記録票の例（別紙 3）を作成すること。なお、捕獲確認システム等を活用されている場合は、システム入力し同様の記録票を作成すること。
- 3) 確認者は、捕獲従事者の許可証又は従事者証により有害捕獲であることの確認を行うとともに、捕獲個体にマーキングがないこと、そして尾が有ることで流用されていないことを確認し、写真撮影する。証拠写真の撮り方は、書類確認の【写真イメージ①】を参考にすること。
- 4) 確認者は、尾の提出を必要としないが、確実に廃棄処分すること。なお、捕獲現場等で撮影した証拠写真は提出すること。

II. 捕獲した現地から確認者が生体搬送する場合

- 1) 指定の食肉処理加工施設の確認者が捕獲現場等に直接赴き、捕獲個体を実際に確認し、持ち帰るものとする。
- 2) 確認者は、捕獲個体を確認するとき、個体受入記録票の例【別紙 1】を作成すること。なお、捕獲確認システム等を活用されている場合は、システム入力し同様の記録票を作成すること。
- 3) 捕獲従事者と確認者が協力して、捕獲個体を生体搬送するために生け捕り箱へ移す。移った時点で、この捕獲個体が食肉用として確保したものとする。
- 4) 確認者は、捕獲従事者と岡山市捕獲確認掲示板（様式 1）が確認できるように写真撮影する。捕獲確認掲示板の記載内容が確認できない場合は、拡大写真を追加で撮影するなど、確認できる証拠写真を提出すること。（日付入り、GPS 付きが望ましい）
- 5) 証拠写真は、【写真イメージ②】を参考に撮影すること。

III. 捕獲した現地から捕獲従事者等が生体搬送する場合

- 1) 捕獲従事者と補助者等が協力して、捕獲個体を生体搬送するために生け捕り箱へ移す。移った時点で、この捕獲個体が食肉用として確保したものとする。
- 2) 捕獲従事者等が、捕獲個体を指定の食肉処理加工施設へ生体搬送するので、施設の確認者がその場で実際に確認する。施設の確認者は、搬入確認のとき、個体受入記録票の例【別紙 1】を作成する。なお、捕獲確認システム等を活用されている場合は、システム入力し同様の記録票を作成すること。
- 3) 確認者は、捕獲従事者と岡山市捕獲確認掲示板（様式 1）が確認できるように写真撮影する。捕獲確認掲示板の記載内容が確認できない場合は、拡大写真を追加で撮影するなど、確認できる証拠写真を提出すること。（日付入り、GPS 付きが望ましい）
- 4) 証拠写真は、【写真イメージ②】を参考に撮影すること。

上記以外の確認方法による場合は、岡山市の担当部局と協議し、決定した方法により行うものとするが、疑義が生じた場合は、関係機関と協議して決定するものとする。

【写真イメージ②】

写真イメージは、捕獲した現地でのイメージであるが、捕獲した現地から捕獲従事者等が生体搬送する場合は、指定の食肉処理加工施設で同様に写真撮影すること。施設の場所等の制限により捕獲従事者等と捕獲個体を同時に写真撮影できないときは、別々に撮影することも可とする。



※捕獲個体の拡大写真も撮影すること。



※掲示板の拡大写真も撮影すること。

